

規約【規約を定める、見直す】

自治会等の運営や活動を進めていく上で、「どのように運営を行うか」「どうやって人を選ぶか」「予算をどう組むか」など、迷うことがたくさんあります。基本的な事柄について、あらかじめ「これについては、こうする」というルール（規約）を決めておきましょう。そうすれば、一部の役員だけで物事が決定されることはなく、民主的な運営につながります。規約は、自治会等の運営や活動の基本となる決まりごとで、とても重要なものです。

規約を定める

新たに規約を作成する場合や改正する場合の参考例です。必ず記載しなければならないというものではありません。地域の実情にあった規約を定めましょう。



◆名称、所在地・区域に関すること

自治会などの名称と、事務所の所在地を記載します。自治会長宅や集会所を所在地にする場合もあります。

区域を別表で定めているところもあります。

◆目的・事業に関すること

目的は、「住民の福祉と相互の親睦」や「互いに支え合う、明るく住みよい地域づくり」など、活動を行う上での基本理念を記載します。

事業は、目的を達成するための活動を「防犯」「防災」「環境美化」などの分野別に記載するのが一般的です。

◆会員・会費に関すること

会員は、原則としてその区域に住む全住民もしくは全世帯が対象となります。

会費は、「一世帯あたり月額〇〇円」などと金額を記載する方法のほか、規約には「総会で金額を決める」と記載しておき、毎年総会で決める方法もあります。

◆役員に関すること

人数・選出方法・職務（役割）・報酬・任期などについて記載します。

◆会議に関すること

総会、役員会などで話し合う事柄や意思決定の方法などを記載します。

◆組織に関すること

役員や専門部、班長など、会の体制について記載します。

◆会計や監査に関すること

会計年度や会費、収入・支出、資産及び監査に関する事項を記載します。会計監査の規定も必要になりますが、役員とは独立した役職として定めます。

◆規約の変更及び、解散に関すること

規約の変更や、解散する場合の条件や方法について記載します。

◆雑則

上記以外の細かな内容について記載します。規約とは別に細かな規則（細則）について定めることができるよう、その条件や方法について記載することもあります。



規約

P71～76 参照

規約を見直す

地域の状況や時代の変化などにより、実際の活動と規約が合わなくなっていることはありませんか。活動を規約に無理に合わせてようとすると、負担が大きくなってしまいます。規約に無理を感じたら、しっかりと議論した上で改正することも検討しましょう。

◆規約を改正する

規約は、自主的なまちづくりのための地域のルールです。総会で、会員の納得を得て改正するなど、民主的な手続きが必要です。

改正の流れ(例)※総会議決事項の場合 -----

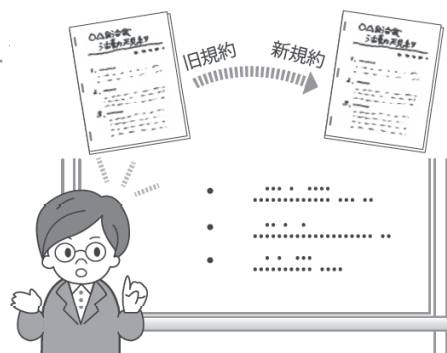
①会議を開く

役員会等で、規約改正について提案します。

②総会で審議する

総会で承認を得ます。改正前と改正後の規約案(新旧対照表)を用意しておくとうわかりやすいです。

※承認後は、すみやかに会員へお知らせしましょう。



◇規約の解釈は柔軟に

規約は、活動の原点となる大切なものですが、あまりに厳格に運用しすぎると、活動に制約が生じてしまいます。活動するための規約であることを忘れないようにし、時には柔軟に解釈することも必要です。

知 恵 袋

規約を工夫する

規約に取り入れられているさまざまな工夫の事例を紹介します。

自治会A

◆「前年度の役員」の参画」を定める



通常の役職に加え、「前年度の役員」の参画」を定めています。活動を円滑に引き継ぐための役員で、期間を限定し、担当職務は持たないことも記載しています。

前任者の経験を活かすことで、新任役員がわからないことがあったときに、気兼ねなく相談できるようになりました。

自治会B

◆議事録の回覧を定める



自治会等ではさまざまな会議が開催されますが、その内容について回覧で通知することを定めています。議決した事項は通知していましたが、こういった内容を協議したかまでは、周知が不十分なこともありました。内容の通知をルール化することで、会議に参加していない会員にも会議の状況を周知できるようになりました。